

資料編

資料1. 松江市環境関連条例

資料2. 計画策定経緯

資料3. 諮問・答申書

資料4. 松江市生活環境保全審議会委員名簿

資料5. 進行管理指標一覧

資料6. 環境基準

資料7. 用語解説

資料1 松江市環境関連条例

1-1. 松江市の生活環境の保全に関する条例

○松江市の生活環境の保全に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第241号

改正 平成17年5月23日条例第389号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 生活環境の保全（第7条—第21条）

第3章 生活環境保全審議会の設置（第22条—第28条）

第4章 雑則（第29条—第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し必要な事項を定め、松江市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な生活環境の確保に努めることにより、城下町の面影と優れた伝統文化を持った国際文化観光都市にふさわしい水とみどりの豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活に関する環境をいう。
- (2) 公共の場所 公園、道路、河川、水路、海浜、キャンプ場その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック容器、紙容器、紙くず、たばこの吸殻等をいう。
- (5) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発及び燃焼をいう。

(松江市の責務)

第3条 松江市は、良好な生活環境を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、良好な生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第6条 観光旅行者その他の滞在者は、環境の保全に自ら努めるとともに、松江市の実施する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第7条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(水源の保全)

第8条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について特に配慮しなければならない。

(排出水の処理)

第9条 家庭排水及び事業活動に伴う排水を排出しようとする者は、直接河川等に放流することなく、汚水ます等の設置その他適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽の設置者は、定期的に清掃等を行うことにより、適正な維持管理に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第10条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

(再生利用の促進)

第11条 何人も、空き缶等のうち、再生利用が可能なものは、回収が可能な容器に投入する等により、資源の有効利用の促進に努めなければならない。

(不法投棄の禁止)

第12条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(空き地の管理)

第13条 空き地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、除草及び清掃を行い、空き地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(近隣騒音等の防止)

第14条 何人も、近隣の迷惑となる騒音、悪臭を発生させないように努めなければならない。

2 何人も、公共の場所において夜間（午後10時から翌朝日の出までをいう。）における花火をしてはならない。

(夜間花火の特別禁止区域の指定)

第15条 市長は、夜間花火が生活環境の保全上著しく支障を来すおそれがあると認める区域を夜間花火特別禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより告示するものとする。

3 禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び変更における準用)

第16条 禁止区域の指定の解除及び変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(土砂等の流出防止)

第17条 工事を施行しようとする者は、土砂、廃材等が飛散し、流出し、又は堆積しないよう努めなければならない。

(積載物の飛散防止等)

第18条 土砂、廃材等を運搬する者は、その運搬により積載物が落下し、若しくは飛散し、又は粉じんが発生しないよう努めなければならない。

(愛がん動物の管理)

第19条 愛がん動物を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第20条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

(日照、電波障害の防止)

第21条 建造物を建設しようとする者は、近隣の日照に配慮するとともに、電波障害の発生の防止に努めなければならない。

第3章 生活環境保全審議会の設置

(設置及び権限)

第22条 市長は、第1条の目的を達成するため、松江市生活環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、生活環境の保全に関し必要な事項を調査し、又は審議するものとする。
- 3 審議会は、生活環境の保全に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会の委員は、生活環境の保全に関する学識経験のある者その他市長が適当と認める者で組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任命し、又は委嘱した委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第26条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議に付すべき事項を示して審議会の招集の請求があったときは、審議会を招集しなければならない。

(会議)

第27条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境保全課において処理する。

第4章 雑則

(啓発等)

第29条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めるものとする。

(表彰)

第30条 市長は、生活環境の保全に関し、特に貢献した個人又は団体を表彰することができる。

(生活環境保全推進員)

第31条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

(生活環境保全協定の締結)

第32条 市長は、生活環境の保全に関し必要と認めるときは、事業者に対して生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 事業者は、市長から生活環境の保全に関する協定を締結するよう求められたときはこれに応ずるよう努めなければならない。

(指導等)

第33条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう指導し、又は助言することができる。

2 市長は、生活環境の保全のために特に必要があると認めるときは、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第34条 市長は、第15条に定める禁止区域内において、夜間花火をした者に対し、花火の中止その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(罰則)

第35条 前条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(立入調査)

第36条 市長は、生活環境の保全に関し必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、職員をして必要な場所に立ち入らせ、調査をすることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に開かれる審議会の会議は、第26条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 施行日の前日までに、合併前の松江市の生活環境の保全に関する条例（平成7年松江市条例第36号）、八雲村環境保全条例（平成4年八雲村条例第29号）、玉湯町環境保全条例（平成8年玉湯町条例第15号）、宍道町生活環境保全条例（平成8年宍道町条例第27号）、鹿島町夜間花火規制条例（平成15年鹿島町条例第23号）又は美保関町夜間花火規制条例（平成16年美保関町条例第11号）の規定によりなされた夜間花火特別禁止区域の指定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の鹿島町夜間花火規制条例、美保関町夜間花火規制条例の例による。

附 則（平成17年5月23日松江市条例第389号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

1-2. 松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例

○松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第341号

改正 平成19年6月29日条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、松江市における緑地の保全、緑化の推進と自然環境の保全（以下「緑地及び自然環境の保全」という。）に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図るとともに、自然環境の保全を目的とする他の法令と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(松江市、事業者及び市民の責務)

第2条 松江市は、緑地及び自然環境を適正に保全するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、緑地及び自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、この条例の目的を達成するために行う松江市の施策に協力しなければならない。

3 市民は、緑地及び自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、この条例の目的を達成するために行う松江市の施策に協力しなければならない。

(緑化の推進)

第3条 松江市は、街路、公園その他公共の場所に樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市街地の緑化推進のため、住居地若しくは事業所の敷地等に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に事業者は、環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

(知識の普及)

第4条 松江市は、緑地及び自然環境の保全に関する知識の普及とその思想の高揚を図るとともに、市民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(地域開発についての配慮)

第5条 松江市は、地域の開発及び整備その他自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

(緑地及び自然環境保全区域の指定)

第6条 市長は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域、島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）第16条第1項に規定する島根県自然環境保全地域並びに都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に規定する特別緑地保全地区以外の区域で、次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的、社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを松江市の緑地保全区域又は自然環境保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

- (1) 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有する区域
- (2) 風致又は景観が優れ、若しくは景勝地等で市民の健全な生活環境を維持するため必要な区域
- (3) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域
- (4) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域
- (5) その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、その権利者等の意見を徴し、第10条の松江市緑地及び自然環境保全審議会の意見を聴いて、その旨及びその区域を告示しなければならない。当該保全区域の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

(指定区域の保全)

第7条 市長は、指定した保全区域の保全について、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

2 指定された保全区域に係る権利者等は、その土地、樹木、動植物を常に良好な状態におくよう留意しなければならない。

(行為の届出)

第8条 保全区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出て協議しなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て又は干拓

2 通常の管理行為、軽易な行為及び非常災害時の応急措置として行う行為については、前項の規定は、適用しない。

(協定の締結)

第9条 市長は、前条第1項の届出があった場合において、緑地及び自然環境の保全のため必要があると認めるときは、その行為をしようとする者（以下「開発行為者」という。）と緑地及び自然環境の破壊防止、植生の回復その他緑地及び自然環境の保全のため必要な事項を内容とする協定を締結することができる。

2 開発行為者は、前項の協定を締結したときは、当該協定を誠実に遵守しなければならない。

(緑地及び自然環境保全審議会の設置)

第10条 市長の諮問に応じ、緑地及び自然環境の保全に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として松江市緑地及び自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(審議会の構成)

第11条 審議会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実地調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして関係の場所の実地調査をさせることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 土地等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による実地調査に協力しなければならない。

(買取り、資金のあっせん及び補助)

第14条 市長は、この条例の規定に基づく緑地及び自然環境の保全のため必要と認めるときは、土地等の買取り、資金のあっせん及びその費用の一部を補助することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例（昭和49年松江市条例第40号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年6月29日松江市条例第51号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

1-3. 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

○松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第242号

改正 平成22年10月1日条例第47号

平成23年7月5日条例第34号

平成25年3月18日条例第6号

平成25年12月20日条例第60号

平成26年10月6日条例第47号

(目的)

第1条 この条例は、松江市における廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(市民の責務)

第2条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市長の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第4条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、廃棄物の容器及び便所等の周囲その他特に不潔となりやすい箇所を常に掃除し、必要に応じて消毒剤、殺虫剤を散布する等その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 道路に面する土地の占有者は、その面する道路の清潔を保つように努めなければならない。

- 3 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。
- 4 土木、建築等の工事施行者は、生活環境の保全上支障が生じないようその工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。
- 5 公共の場所を汚した者は、速やかに掃除しなければならない。

(便槽の設置及び管理)

第5条 便槽は、市長の定める基準により設置するものとし、収集作業等に支障のないよう常に良好な状態で管理しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画は、市長が定め、毎年度の初めに公表する。

- 2 前項の計画に大きな変更を生じた場合には、その都度公表する。

(占有者の協力義務)

第7条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物（ふん尿を除く。）については、可燃物、不燃物及び資源ごみ（再生利用が可能な廃棄物をいう。）を各別の容器に収納し、汚液が漏れないように良好な状態で管理し、収集計画に従って所定の場所に持ち出す等市長が示す方法に協力しなければならない。

(一般廃棄物の自己処分の基準)

第8条 前条の規定により、一般廃棄物を自ら処分する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める基準に準じて処分しなければならない。

(ごみ容器への混入禁止)

第9条 第7条の容器には、次に掲げるものを混入してはならない。

- (1) 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの
- (2) 土、石及び汚泥
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清掃作業上支障を及ぼすおそれのあるもの

(一般廃棄物の処理の申出)

第10条 土地又は建物の占有者は、継続して、又は臨時に一般廃棄物（自ら処分しない動物の死体を含む。）の収集を受けようとするときは、速やかに市長に申出なければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第11条 松江市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、別表第1の1及び第1の2に定める手数料を徴収する。

- 2 臨時に処理を受けようとする者は、別表第1の3に定める手数料を徴収する。
- 3 前2項の手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(手数料の減免)

第12条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前条の手数料を減額し、免除することができる。

- (1) 市長が、手数料を納付する資力がないと認める者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特別の理由があると認める者

(既納の手数料)

第13条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(一般廃棄物処理業等許可申請手数料)

第14条 法第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による処理業又は清掃業の許可（許可証の再交付を含む。）を受けようとする者は、申請の順次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集、運搬業許可申請 1件 8,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請 1件 8,000円
- (3) 浄化槽清掃業許可申請 1件 14,000円
- (4) 許可証再交付申請 1件 3,000円

(松江市が処理することのできる産業廃棄物)

第15条 松江市が処理することのできる産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のものとする。

- 2 事業者は、前項に規定する産業廃棄物の処理を受けようとするときは、その都度当該産業廃棄物の内容について市係員の点検を受け、かつ、運搬すべき場所及び方法についてその指示を受けなければならない。

(産業廃棄物の処理手数料)

第16条 産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第2に定めるところにより徴収する。

- 2 前項の費用の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

(費用の減免)

第17条 天災その他特別な事情があると市長が認めるときは、前条の費用を減額し、又は免除

することができる。

(手数料等の納付方法)

第18条 別表第1の1に定める手数料については、収入証紙により納入しなければならない。

2 別表第1の2に定めるし尿処理手数料については市長の発行する処理券により納付しなければならない。ただし、国、公共団体又は市長が認定する者が納付する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

3 別表第1の2に定める浄化槽汚泥等の手数料については市長の発行する納入通知書により納付しなければならない。

4 別表第1の3に定めるごみの処理手数料及び別表第2に定める産業廃棄物の処理手数料は、当該廃棄物を搬入した際納付しなければならない。ただし、一般廃棄物の収集・運搬を業として行う者、国、公共団体又は市長が認定する者が搬入する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

(技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年松江市条例第8号)、鹿島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年鹿島町条例第4号)、島根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年島根町条例第23号)、美保関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年美保関町条例第8号)、八雲村廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年八雲村条例第6号)、玉湯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年玉湯町条例第11号)、宍道町廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成5年宍道町規則第11号)又は八束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和51年八束町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(手数料の特例)

- 3 紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみの計画収集による収集・運搬・処分に係る手数料については、当分の間、市長が別に定める場合においては、別表第1の1の規定にかかわらず、20リットルにあつては12円、30リットルにあつては15円、45リットルにあつては18円とする。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

- 4 八束郡東出雲町の編入の日の前日までに、東出雲町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年東出雲町条例第13号。以下「町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 八東郡東出雲町の編入の際、町条例第13条第2項の規定により発行した処理券で現に残存するものは、第18条第2項の規定により発行した処理券とみなす。

附 則（平成22年10月1日松江市条例第47号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は平成23年4月1日から施行する。
（第1条の規定による改正に伴う準備行為）
- 2 第1条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新廃棄物処理条例」という。）別表第1の1に規定する手数料の徴収に必要な準備行為は、第1条の規定の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成23年7月5日松江市条例第34号）

この条例は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日松江市条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 平成27年3月31日までの間、第87条の規定による改正後の松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の1の規定にかかわらず、第88条の規定による改正前の松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例（以下「旧収入証紙条例」という。）第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する40円証紙を使用する場合は、燃やせるごみの45リットルの手数料は、40円とする。

（松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 旧収入証紙条例第5条第1項の規定により売りさばかれた旧収入証紙条例第3条第1項に規定する40円証紙は、前項の規定が適用される間、なおその効力を有する。

附 則（平成26年10月6日松江市条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1の1（第11条、第18条関係）

種別	取扱区分	単位	金額
燃やせるごみ	計画収集による収集・運搬・処分	10リットル	10円
		20リットル	20円
		30リットル	30円
		45リットル	41円
紙製容器包装ごみ及びプラスチック製容器包装ごみ	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円
金属ごみ	計画収集による収集・運搬・処分	20リットル	14円
		30リットル	16円
		45リットル	19円

別表第1の2（第11条、第18条関係）

種別	取扱区分		単位	金額
し尿	継続処理	収集、運搬、処分	18リットル又はその端数につき	195円
浄化槽汚泥等	継続処理	処分	18リットル又はその端数（月計）につき	59円

別表第1の3（第11条、第18条関係）

種別	取扱区分	単位	金額	
事業系一般廃棄物	燃やせるごみ	臨時処理	100キログラム又は端数につき	1,540円
	燃やせないごみ	臨時処理	100キログラム又は端数につき	1,540円
その他の一般廃棄物	臨時処理	100キログラム又は端数につき	410円	
犬、猫等動物の死体	臨時処理	1頭につき	510円	

別表第2（第16条、第18条関係）

種別	取扱区分		単位	金額
固形状の産業廃棄物	自己搬入	臨時処理	100キログラム又は端数につき	1,540円

1-4. 松江市きれいなまちづくり条例

○松江市きれいなまちづくり条例

平成18年3月31日

松江市条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者、所有者等が協働してまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料等を収納し、又は収納していた缶、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の場所をいう。
- (6) 落書き 建物その他の施設に当該施設の所有者又は管理者の意思に反して描かれた文字、図形等で地域の美観を損ねるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市民等、事業者及び所有者等に対するきれいなまちづくりに関する意識の啓発をするとともに、必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、その居住する地域において、互いに協力して美化活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、きれいなまちづくりに関する意識の啓発に努めるとともに、自己の事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、主体的に美化活動を行うよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、きれいなまちづくりに関する意識の向上を図るとともに、主体的に美化

活動を行うよう努めなければならない。

(空き缶等の投げ捨て禁止)

第7条 何人も、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(公共の場所における喫煙の制限)

第8条 何人も、公共の場所において、歩行しているとき、喫煙しないよう努めなければならない。

(落書きの禁止)

第9条 何人も、落書きをしてはならない。

(公共の場所における飼い犬の管理)

第10条 何人も、公共の場所において、飼い犬のふんを放置してはならない。

(美化推進地域の指定)

第11条 市長は、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を、美化推進地域（以下「推進地域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により推進地域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により推進地域を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

4 前3項の規定は、推進地域を変更する場合について準用する。

(喫煙制限区域の指定)

第12条 市長は、推進地域において、特に喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、喫煙制限区域について準用する。

(喫煙制限区域における喫煙の制限)

第13条 何人も、喫煙制限区域の公共の場所において、吸い殻入れがそばに設置されていないときは、喫煙してはならない。

(美化推進計画)

第14条 市長は、第11条の規定により推進地域を指定したときは、推進地域に美化推進計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により美化推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、当該地域住民及び関係団体等の意見を聴かななければならない。

3 美化推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) きれいなまちづくりの推進に関する目標及び方針

(2) 市民等、事業者、所有者等の意識の啓発に関する事項

(3) 市、事業者、市民等及び関係団体等相互の連携に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

4 市長は、美化推進計画を策定したときは、その旨を公表するものとする。

5 第2項及び前項の規定は、美化推進計画を変更する場合について準用する。

(指導等)

第15条 市長は、第7条、第9条、第10条及び第13条の規定に違反している者に対し、原状の回復その他必要な措置を講じるよう指導又は勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(命令)

第16条 市長は、推進地域において、前条の勧告に従わない者に対し、原状の回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例の廃止)

2 みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例（平成13年宍道町条例第17号）は、廃止する。

資料2 計画策定経緯

■松江市生活環境保全審議会における審議経緯

項目	日時	審議事項等
第1回	平成27年 12月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問 「松江市環境基本計画」について ・松江市環境基本計画の中間見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 松江市環境基本計画の中間見直しの基本的事項 (2) 見直しスケジュール (3) 計画の進行状況（進行管理指標） (4) 推進する施策の取り組み状況 (5) 推進する施策の課題
第2回	平成28年 1月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市環境基本計画の中間見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1回松江市生活環境保全審議会における 質疑・意見に対する回答について (2) 松江市環境基本計画の中間見直しの内容について
第3回	平成28年 2月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市環境基本計画の中間見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2回松江市生活環境保全審議会における 質疑・意見に対する回答について (2) 松江市環境基本計画の中間見直しの内容について
第4回	平成28年 3月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・松江市環境基本計画の中間見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 意見募集（パブリックコメント）の結果について (2) 松江市環境基本計画（最終案）について <ul style="list-style-type: none"> ・松江市環境基本計画改訂にあたっての意見の取りまとめについて
	平成28年 3月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申 「松江市環境基本計画」について

資料3 諮問・答申書

3-1. 諮問書

環 第 6 4 6 号
平成27年12月11日

松江市生活環境保全審議会
会長 宇野和男様

松江市長 松浦正 敬



「松江市環境基本計画」について（諮問）

松江市の生活環境の保全に関する条例第22条第2項の規定に基づき、「松江市環境基本計画」の見直しについて貴審議会の意見を求めます。

3-2. 答申書

平成 28 年 3 月 29 日

松江市長 松浦正 敬 様

松江市生活環境保全審議会
会 長 宇 野 和 男



「松江市環境基本計画」について(答申)

平成 27 年 12 月 11 日付け、環第 646 号で諮問のあった「松江市環境基本計画」について、当審議会で審議し、意見を取りまとめました。

つきましては、別紙意見書のとおり、ここに答申いたします。

意見書

平成 28 年 3 月 29 日
松江市生活環境保全審議会
会長 宇野 和 男

松江市環境基本計画(平成 23 年度版)の策定時から計画期間半ばのこれまでの間、我が国における東日本大震災の経験や国際社会では地球温暖化問題に対する議論など、環境や社会を取り巻く大きな変化に直面しております。

この度の計画改訂におきましては、これらの変化にも視点を向け以下の三点に主眼をおいて見直しが行われており、現況を踏まえた適切な内容であると評価をしています。

- 一、観光客の増加、エコグリーン松江の供用開始などによるごみの排出状況の変化への対応として、循環型社会の構築に向けた「4R運動」の推進に焦点をあて、「ごみ減量プロジェクト」すなわち、ごみにしない取り組みを具体的に示された。
- 二、平成 27 年度に策定された「松江市地球温暖化対策実行計画」で示された取り組みの方向性と本計画の進行管理指標などの整合性が図られた。
- 三、国宝 松江城を取り囲む堀川やラムサール条約登録湿地である中海・宍道湖およびその流入河川などの水環境について、進行管理指標とその目標値を市民に分かりやすく実現可能なものに改められた。また、水環境の改善策として、国・県、流域の自治体、市民等と連携・協働した取り組み、水源となる「緑」の保全・再生については、市民・事業者のほか環境保全団体とも連携して積極的に取り組むことが示された。

つきましては、審議会では、現行計画(平成 23 年度版)の目標達成状況や施策の取り組み状況を確認するとともに、計画の中間見直しに関して4回にわたり議論を重ね、本計画の推進のために次のとおり意見を取りまとめました。

1. 重点プロジェクト「ごみ減量プロジェクト～4R運動でごみを減らそう～」を積極的に推進されるよう、「まつえ環境市民会議」、「松江市生活環境保全推進員」、「行政」

が連携して取り組んでいただきたい。

2. 地球温暖化対策について、「松江市地球温暖化対策実行計画(平成 27 年度版)」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって具体的な取り組みを推進していただきたい。
3. 環境保全のための担い手づくりには、子どもから大人まで、より多くの市民への環境教育・環境学習が有効であり、松江市においては、環境活動に取り組む人材育成を図っていただきたい。
4. 松江市のまちづくりを進めるうえで、四つの基本方針を念頭においた、めざす環境像を最優先課題のひとつとして取り組んでいただきたい。
5. 本計画の推進にあたっては、「まつえ環境市民会議」の役割が重要であり、活動の拡充にむけ松江市が積極的に支援するよう努めていただきたい。
6. 本計画の推進には、広く市民・事業者に理解を得ることが肝要であります。計画の周知にあたっては、概要版の活用をはじめ、より分かりやすい広報活動に努め積極的な工夫を図っていただきたい。
7. 今回の改訂で進行管理手法に取り入れた PDCA サイクルによる進捗管理を確実に実践していただきたい。

最後に、松江市の厳しい財政状況が懸念されるなかではありますが、計画に掲げられた各施策が確実に実施されるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

資料4 松江市生活環境保全審議会委員名簿

			任期：H26.9.1～H28.8.31
役職	氏名	ふりがな	所属
会長	宇野和男	うの かずお	松江工業高等専門学校名誉教授
副会長	木村和夫	きむら かずお	松江商工会議所専務理事 レジ袋削減協議会会長
委員	石田範子	いしだ のりこ	前八雲地域協議会会長
委員	神田立	かんだ りつ	元松江市立小学校長
委員	栗原令	くりはら りょう	島根県農業協同組合くにびき地区本部長
委員	高橋正治	たかはし まさはる	宍道湖漁業協同組合参事
委員	竹田尚子	たけだ なおこ	松江NPOネットワーク代表
委員	藤原二郎	ふじはら じろう	松江市町内会・自治会連合会理事
委員	松本一郎	まつもと いちろう	島根大学教育学部教授
委員	万代悦子	まんだい えつこ	まつえ環境市民会議副代表
委員	山本寿子	やまもと としこ	企業ボランティア松江ネットワーク会議 副専門委員長

以上11名

資料5 進行管理指標一覧

5-1. 「自然環境の保全・活用」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状				目標		
							中間年度	最終年度	
			H27	H32					
			年度	数値	年度	数値	数値	数値	
水質保全	穴道湖(COD75%値)	mg/l	H22	5.9	H26	4.9	4.6	4.6	
	中海(COD75%値)	mg/l	H22	5.3	H26	5.0	5.1	5.1	
	河川の水質(BOD75%値)の目標達成 河川数 ※目標値:山居川 8.0mg/l, 馬橋川 5.0mg/l, 朝酌川 3.0mg/l, 忌部川上 流 1.0mg/l, 忌部川下流 2.0mg/l	河川数	H22	3	H26	3	4	4	
	堀川の水質(BOD75%値)	mg/l	H22	2.6	H26	2.2	2.0	3.0	
	穴道湖の湖沼環境モニター 評価点数	点	H22	63.9	H27	72.0	—	80.0 以上	
	中海の湖沼環境モニター 評価点数	点	H22	74.2	H27	77.4	—	80.0 以上	
	水洗化(接続)率	%	H22	91.7	H26	92.6	—	93.2	
	緑(森林・農地・公 園)・水辺の確保	緑の森再生事業による植林面積 (累計)	ha	H22	5.75	H26	38.56	55.75	120.00
		市民一人あたりの都市公園面積	m ² /人	H22	10.19	H26	10.45	—	11.00

5-2. 「循環型社会の構築」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状				目標	
							中間年度	最終年度
			H27	H32				
			年度	数値	年度	数値	数値	数値
清掃活動の推進	クリーンまつえ、ボランティア清掃な どへの参加者数	人	H22	19,466	H26	36,583	—	38,000
ごみを減らそう 運動の推進	1人1日あたりのごみ排出量	g/人日	H21	961	H26	1,088	912	992
ごみの分別、 再使用・再生利用 の推進	リサイクル率	%	H22	27.0	H26	30.8	30.3	34.0
	ごみ分別ステッカー貼付枚数	枚	H22	18,332	H26	20,206	—	15,000
	レジ袋有料化実施店舗数	店舗	H23	44	H26	42	67	72
	マイバッグ持参率	%	H23	88.5	H26	90.0	93.0	93.0

5-3. 「地球環境保全」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状				目標	
							中間年度	最終年度
			H27		H32			
			年度	数値	年度	数値	数値	数値
二酸化炭素の排出抑制・吸収促進	緑の森再生事業による植林面積 (累計)(再掲)	ha	H22	5.75	H26	38.56	55.75	120.00
省エネルギーの普及促進	省エネルギータイプの家電製品への買換え割合	%	H22	—	H26	25	—	50
再生可能エネルギーの利用促進	太陽光発電の電力量	MWh	H22	—	H26	22,933	—	45,800
車社会への取り組み	ハイブリッドカーの導入台数及びハイブリッドカーの占める割合	台	H22	—	H25	6,600	—	16,000
		%	H22	—	H25	10	—	25
環境にやさしい観光地づくり	レンタサイクル利用人数	人	H21	3,755	H26	4,635	6,000	7,500

5-4. 「市民参加」

推進する 取り組み	指標名	単位	現状				目標	
							中間年度	最終年度
			H27		H32			
			年度	数値	年度	数値	数値	数値
情報提供の推進	松江市の環境関連ホームページへのアクセス件数	件	H22	16,038	H26	14,755	24,000	24,000
環境教育の推進	環境関連施設の見学者数	人	H22	8,142	H26	12,828	—	14,000
	小学校4年生を対象とした「省エネチャレンジシート」への取り組み割合	%	—	—	H27	40.1	—	80.0
活動推進組織・ネットワークづくり	環境保全を活動分野にしている市内のNPO法人数	法人	H22	29	H26	37	40	50

資料6 環境基準

6-1. 大気

1. 大気汚染に係る環境基準（昭和48.5.8環告25、最終改正 平成8環告73）

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

（平成9.2.4環告4、最終改正 平成13環告30）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. ダイオキシン類に係る環境基準（平成11.12.27環告68、最終改正 平成21環告11）

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

4. 微小粒子状物質に係る環境基準（平成 21. 9. 9 環告 33）

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

6-2. 騒音

1. 騒音に係る環境基準（平成 10. 9. 30 環告 64、最終改正平成 24 環告 54）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
a 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び	65 デシベル以下	60 デシベル以下
c 地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

6-3. 水質（昭和 46.12.28 環告 59、最終改正 平成 26 環告 126）

1. 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/1 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下
チウラム	0.006mg/1 以下
シマジン	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

a. 河川（湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/1 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.001mg/1 以下	0.03mg/1 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.0006mg/1 以下	0.02mg/1 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.05 mg/1 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04mg/1 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

b. 湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	1mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	5mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	15mg/1 以下	5mg/1 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/1 以上	—

備考

水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

- 水産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1 以下	0.005mg/1 以下
II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1 以下	0.01mg/1 以下
III	水道 3 級 (特殊なもの) 及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1 以下	0.03mg/1 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/1 以下	0.05mg/1 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/1 以下	0.1mg/1 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.001 mg/1 以下	0.03mg/1 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.0006mg/1 以下	0.02mg/1 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.05mg/1 以下

生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04mg/1 以下
-------	---	----------------	-----------------	----------------

(2) 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/1 以下	5mg/1 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/1 以下	2mg/1 以上	—	—

備考

1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
2. アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4 w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。

同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。

$$\text{COD (0.2 mg/L)} = 0.08X \cdot (b) - (a) \cdot X \cdot f \cdot \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \cdot X \cdot 1000 / 50$$

(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)

(b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)

f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/1以下	0.02mg/1以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/1以下	0.03mg/1以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/1以下	0.05mg/1以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/1以下	0.09mg/1以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

- 水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/1 以下	0.001mg/1 以下	0.01mg/1 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産 卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場 として特に保全が必要な水域	0.01mg/1 以下	0.0007mg/1 以下	0.006mg/1 以下

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9. 3. 13 環告 10、最終改正 平成 26 環告 127）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/1 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下
チウラム	0.006mg/1 以下
シマジン	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6-4. 土壌

1. 土壌の汚染にかかる環境基準（平成 3. 8. 23 環告 46、最終改正 平成 26 環告 44）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 10につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 10につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 10につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 10につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 10につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 10につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 10につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 10につき 1mg 以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 10につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 10につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

参考：土壤汚染対策法に基づく土壤・地下水汚染に係る汚染指定基準（土壤汚染対策法施行規則別表第3、別表第4）

土壤汚染 対策法に 基づく分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物等）	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	塩化ビニルポリマー	—	—
	1,4-ジオキサン	—	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
	有機塩素化合物	—	—
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	不検出	遊離シアン 50 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 アルキル水銀は不検出	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下
	銅又はその化合物	—	—
	亜鉛又はその化合物	—	—
	ベリリウム又はその化合物	—	—
	クロム又はその化合物	—	—
	ニッケル又はその化合物	—	—
バナジウム又はその化合物	—	—	
第三種特定有害物質（農薬等）	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	不検出	—
	チラウム	0.006 以下	—
	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	有機りん化合物	不検出	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—

6-5. ダイオキシン

1. ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成14環告46、最終改正 平成21環告11）

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

資料7 用語解説

【あ行】

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の積み降ろしなど、駐停車時に自動車のエンジンを停止させることをいいます。エンジン停止による燃料節約と排気ガス削減などの効果が期待されます。

悪臭防止法

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。同法では都道府県知事（市の区域内の地域については市長）が規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととなっています。

悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭防止法の規制基準は、特定悪臭物質又は臭気指数により設定することとなっており、本市では、特定悪臭物質（22種類のうち昭和47年、昭和51年及び平成元年に指定された12種類）による規制を行っています。

本市における悪臭原因物の排出を規制する地域は、「市内（旧宍道町及び旧東出雲町の区域を除く。）の都市計画法の用途地域（工業専用地域を除く。）」です。

アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの使用や、吹付け石綿などの除去等において適切な措置を行わないと石綿が飛散して人が吸い込んでしまうおそれがあります。以前はビルなどの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹きつける作業が行われていましたが昭和50年に原則禁止されました。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防対策が図られています。

一酸化炭素(CO)

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。一酸化炭素は血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くします。

一般環境大気汚染測定局

一般環境大気（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄及び一酸化炭素の全部又は一部）の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局のことをいいます。

市内では、松江市西浜佐陀町 島根県保健環境科学研究所内に国設松江大気環境測定所が設置されています。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

ウォームビズ

暖房に頼りすぎず、冬のオフィスを暖かく、快適に過ごすビジネススタイルのことで、重ね着などをして、効率的に体感温度を保つことをいいます。

ウォームシェア

家族、ご近所などみんなでひとつの部屋で過ごすことでエネルギーの消費を減らせるという取り組みです。

運輸部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」、「民生業務部門」、「産業部門」「運輸部門」の4部門別に推計します。

乗用車やバス等の旅客部門と、陸運や海運、航空貨物等の貨物部門におけるエネルギー消費を対象とします。

エコアクション 21

全ての事業者が環境への取り組みを効果的かつ効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について環境省が策定したガイドラインです。ISO14001と違い、国内認証制度にあたりませんが、取得に要する費用や負担が軽減されていることが特徴です。

エコタウンまつえ

市民の暮らしの知恵や耳寄りな話、地域で活躍する人々の紹介など、市民が環境に関する情報を共有することを目的として、市民記者が作成する情報誌です。

エコツーリズム

自然環境、歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方をいいます。

エコドライブ

環境負荷の低減に配慮した自動車の運転方法のことで、アイドリングストップや加減速の少

ない運転、タイヤの空気圧の適正化などに心がけた運転を指します。

エネファーム

都市ガス、LP ガスから水素を取り出し燃料電池で発電するシステムで、家庭に設置することにより、自宅で発電と発電時の排熱を給湯に利用します。

エネルギースターマーク

経済産業省が運営している制度でパソコンなどのオフィス機器について、稼働時やスリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

石油危機を契機として昭和 54 年に制定されました。

平成 20 年 6 月の改正によって、年間エネルギー使用量の合計値が原油換算 1,500 kℓを超える事業者は、国へその使用量状況の届出が義務付けられました。本市も、この対象に含まれることになりました。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

【か行】

外来生物

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。）のことです。外来種のうち、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものを「特定外来生物」といいます。また、外来種のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に「侵略的外来種」といいます。

カーシェアリング

一定エリアで、自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の利用形態のことをいいます。利用者は自ら自動車を所有するのではなく、「共有=シェア」して「使用」という仕組みで、マイカーを所有しないため、経済的にも地球環境にもやさしい新しい車の使い方として取組みが広がりつつあります。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源を指し

ます。化石燃料の燃焼に伴って発生した二酸化炭素が地球温暖化の大きな原因となっています。

家庭部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」、「民生業務部門」、「産業部門」、「運輸部門」の4部門別に推計します。家庭部門は、自家用自動車等の運輸関係を除く家庭消費部門でのエネルギー消費を対象とします。

環境アドバイザー

しまね自然と環境財団理事長が、環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する人材として、認定・委嘱した人のことです。環境アドバイザーは県民、事業者などの環境保全活動に関し、相談・助言を行うことが期待されています。

環境影響評価

道路、ダム事業など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価して、その結果を公表して地域住民等の関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称です。

環境カウンセラー

市民活動、事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民、NGO、事業者などの行う環境保全活動への助言を行う人材として登録されています。環境省の実施する審査を経て登録されます。

環境学習

自然、生活、地球の環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習のことをいいます。

環境家計簿

環境に負荷を与える行動を記録するため、家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿のことです。必要に応じて点数化し、収支決算のように一定期間の集計を行い、生活行動を環境に配慮した行動へと改善していくために用いられます。島根県版を、「エコライフチャレンジしまね」といいます。

環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のことです。

現在、「大気汚染」、「騒音」、「航空機騒音」、「新幹線鉄道騒音」、「水質汚濁」、「地下水の水質汚濁」、「土壌汚染」並びに「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の

汚染を含む。) 及び土壌の汚染」に係る環境基準がそれぞれ定められています。

環境基準は、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。

環境マネジメントシステム(EMS)

事業者などが自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのことです。この国際規格として国際標準化機構 (ISO) が定めた ISO14001 があります。

環境を創る企業の会

様々な事業活動の中から松江圏域の特色を踏まえた環境づくりや環境ビジネスを創造し、自ら考え、自ら行動するための組織として平成 15 年に設立されました。

間伐

森林の育成段階において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採 (間引き) し、残存木の成長を促進する作業をいいます。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。

間伐材

間伐によって伐採 (間引き) された木材を間伐材といいます。

気候変動に関する国際連合枠組条約(COP)

一般的に気候変動枠組条約と呼ばれています。地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため 1992 年 (平成 4 年) 5 月に採択され、1994 年 (平成 6 年) 3 月に発効しました。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課しています。

喫煙制限区域

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、美化推進地域において、特に喫煙を制限する必要があると認められる区域を喫煙制限区域として指定しています。平成 28 年 1 月現在、JR

松江駅周辺、塩見縄手周辺、青石畳通り周辺、佐太神社周辺の4箇所を指定しています。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。2005年2月16日に発効されました。

京都議定書締約国会合（COP/MOP）

京都議定書の締約国による最高決定機関としての会合。気候変動枠組条約と京都議定書の参加メンバーはほぼ重複するため、京都議定書締約国会合（MOP…Meeting of the Parties to the Protocol）が気候変動枠組条約会議（COP…Conference of the Parties Convention）の一部として開催される形となります。

（COP/MOP、Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties と呼ばれます）

業務部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」「民生業務部門」「産業部門」「運輸部門」の4部門別に推計します。業務部門は、企業の管理部門等の事務所・ビル、ホテルや百貨店、サービス業等の第三次産業等におけるエネルギー消費を対象とします。

クリーンエネルギー自動車

石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車です。

グリーン経営認証

交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営（環境負荷の少ない事業運営）推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組みを行っている事業者を対象として、審査の上認証・登録を行うものです。（トラック事業：2003年10月1日から、バス・タクシー事業：2004年4月1日から、旅客船・内航海運・港湾運送・倉庫業：2005年7月1日から開始されました。）

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいいます。グリーン調達も同義語です。

グリーン製品

製造や使用に際して、環境への影響が少なくなるように設計された製品をいいます。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことをいいます。

グリーンのカーテン

窓や壁全体に張り巡らせたネットにゴーヤやアサガオなどのツル植物を絡ませて覆い、日差しを遮ることで室温の上昇を抑える、省エネに有効な方法のひとつです。

グリーンのカーテン運動

「まっえ環境市民会議」による、市内公民館、住宅などでゴーヤ等を活用したグリーンのカーテンを設置し、省エネを推進するための取り組みです。

クールビズ

夏季を快適に過ごすためのビジネスファッションのことで、ノー上着やノーネクタイのような軽装スタイルをいいます。温室効果ガス削減のために、夏の職場の冷房時の室温を 28 度に設定し、その中で快適に業務を行えるように、環境省が提唱しました。

くりんぴーす

川向リサイクルプラザに併設している、リサイクルに関する教室・研修・イベントなどを行う啓発施設です。

賢明な利用(ワイズユース=Wise Use)

生態系の自然財産を維持し得るような方法での、人類の利益のために湿地を持続的に利用することです。ラムサール条約で提唱された考え方です。

光化学オキシダント(OX)

光化学オキシダントは、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物、炭水化物等が紫外線の光化学反応により生成されたオゾンなどの酸化性物質で、特に春から夏にかけて、天気がよく、気温が高く、風の弱い日に濃度が高くなる傾向があります。

1 時間値が 0.12ppm を超え、その状況が継続すると予想される場合には、県から注意報が発令されます。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前 1 年以上作付けせず、今後数年の間

に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいいます。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含みません。一般的には、遊休農地と同義語として扱われています。

湖沼水質保全計画

湖沼水質保全特別措置法に基づき、特に緊要な対策が必要として環境大臣が指定した指定湖沼（宍道湖、中海、琵琶湖等の11湖沼が対象）ごとに、関係都道府県知事が策定します。COD、全りん及び全窒素（排水規制対象湖沼のみ）について水質改善目標値を設定し、湖沼の水質保全に資する事業に関する方針、水質保全に資する事業に関する事、規制その他の措置に関する事等を定めています。

湖沼水質保全特別措置法

湖沼は、水が滞留するという閉鎖的な水理上の特性から、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、水質の汚濁が進みやすい上に、一旦水質が汚濁するとその改善が容易ではないという性格を有しているため、他の公共用水域に比べ、一段進んだ水質保全対策が必要であるとして湖沼水質保全特別措置法が制定されました。

湖沼水質保全特別措置法では、湖沼の水質保全の基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、法で定める施設の規制を行う等の特別の措置を講じ、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

固定価格買取制度(FIT)

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務づけるもので、2012年7月1日にスタートしました。

こどもエコクラブ

1995年に、当時の環境庁が環境教育、環境学習に関する施策の一つとして、子どもたちが主体的に行う環境問題に関する学習や取り組みを支援することを目的として発足したクラブのことをいいます。

ごみ減量貯金箱に係る環境活動事業補助制度

市民・事業者が行うごみの減量活動などの環境保全活動を支援し環境意識の高揚を図るため補助金を交付しています。毎年50前後の団体がごみ減量活動、美化活動、環境学習などに活用しています。

【さ行】

サーマルリサイクル

焼却施設で廃棄物等を燃料とすることで発生した熱エネルギーを回収利用するリサイクルの事です。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど枯渇の心配がない自然エネルギーのことをいいます。ダムなどの建設を伴わない小規模の水力発電も再生可能エネルギーに含まれます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

産業部門

一般的に、温室効果ガス排出量は「民生家庭部門」、「民生業務部門」、「産業部門」、「運輸部門」の4部門別に推計します。

産業部門は、製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費を対象とします。

酸性雨

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で太陽光線、炭化水素、水分などの影響を受け酸化し、雨滴に取り込まれることにより、強い酸度の雨水として降下したものをいいます。通常、pH（水素イオン濃度）5.6 以下の雨を酸性雨といっています。

下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業のことをいいます。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間を実施します。

シックハウス症候群

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材等の使用等により、新築や改修した住宅の入居者、新築や改修したばかりのオフィスの執務者が、室内へ入ると気分が悪くなる、だるい、のどや目が痛い、咳が出る等の体調不良が生じているとの訴えが報告されています。症状が多様で、症状発症の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、さまざまな複合要因が考えられることから、シックハウス症候群と呼ばれています。また、その住宅やオフィスビルから屋外へ出ると症状は和らぐものといわれています。

自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる環境大気汚染状況を常時監視する測定局のことです。自動車排出ガス測定局は、人が常時生活し、活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置することとされており、島根県内では、国道9号線の松江市西津田交差点北西角に設置されています。

しまねグリーン製品

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品をいいます。循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しようとするものです。

市民農園

都市住民など、農業者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のことをいいます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

省エネラベル

省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。エアコン、テレビ、冷蔵庫等の機器の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。

食品ロス

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、年間2,801万トン（※）の食品廃棄物等が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は642万トン（※）。これは、我が国の食用の魚介類の量（年間622万トン）に匹敵する数量です。

また、家庭における一人当たりの食品ロスは、1年間で24.6kgと試算されています。これは、茶碗164杯分のごはんに相当します。（茶碗1杯分のごはんを150gと仮定）大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。※農林水産省及び環境省「平成24年度推計」

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当します。

振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

水質汚濁防止法

水質汚濁防止法は、工場及び事業場から公共用水域へ排出される水及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することによって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を図り、工場及び事業場からの排水に関して人の健康被害が生じた場合に、事業者の損害賠償の責任について定めることにより、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

水素自動車

水素を燃料にしているため走行時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を出さない自動車です。

水素社会

化石燃料を中心とした燃料の調達、輸送、貯蔵体系が作られエネルギーを賄う社会に対し、燃焼時に二酸化炭素を発生しない水素を中心としたシステム（エネファームや水素自動車など）によりエネルギーを賄う社会の事をいいます。

生態系

太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。

生物多様性

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいいます。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

全窒素

T-N（Total Nitrogen）、総窒素ともいい、無機態窒素と有機態窒素の合計量です。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の富栄養化の指標として用いられています。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在していますが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものです。窒素は、植物の生育に不可欠なものですが、大量な窒素が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられています。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっています。

全りん

T-P (Total Phosphorus)、総磷ともいい、無機態磷と有機態磷の合計量です。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられています。水中では、りんは、磷イオン、磷化合物として存在していますが、全磷は、試料水中に含まれる磷の総量を測定するものです。磷は、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものですが、大量の磷が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられています。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっています。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律です。

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定されます。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く、一般騒音に適用されます。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律です。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、

施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

ダイオキシン類のモニタリング

ダイオキシン類特別措置法に基づき、松江保健所及び発生源周辺の工業団地周辺でダイオキシン類のモニタリングが実施されています。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律です。

太陽光発電システム

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のことをいいます。

太陽熱利用システム

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもので、給湯や冷暖房などに利用されています。

地球温暖化

人間の日常生活や事業活動に伴い排出される二酸化炭素等の温室効果ガスが原因で地球の平均気温が上がること。温暖化によって、生態系の変化、豪雨や干ばつの増加、海面上昇による土壌浸食、水資源や食糧生産の減少などの深刻な影響をもたらされると考えられています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

平成10年に制定され、平成20年6月の改正により、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し等が行われ、事業所単位から事業者単位による排出量の算定・報告に変更されました。

地球温暖化対策を支援する補助制度

二酸化炭素排出量削減及び省エネルギーの推進のため、対象機器（太陽光発電システム、薪ストーブ、ペレットストーブ、太陽熱利用システム、エネファーム）を設置する方を対象として補助を行っています。

窒素酸化物(NOx)

物質が燃える際には、空気中の窒素や物に含まれる窒素化合物が酸素と結合して窒素酸化物(NOx)が必ず発生します。発電所や工場のボイラーおよび自動車エンジンなど高温燃焼の際

に一酸化窒素（NO）が発生し、これはまた酸化されて安定な二酸化窒素（NO₂）となり大気中に排出されます。通常、この一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）とを合わせて窒素酸化物（NO_x）と呼びます。窒素酸化物は人の健康に悪影響を与えるおそれがあります。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成します。

中山間地域

一般的には「平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域」（農業白書・平成元年度）とされています。

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス車など大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷の少ない自動車を総称していいいます。

低炭素社会

経済発展を妨げることなしに、社会に大きな影響をもたらす地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を大幅に削減した社会のことです。

天然ガス

天然ガスはメタンを主成分とし、石油や石炭に比べ燃焼時の CO₂ 排出量が少ない化石燃料です。

電気自動車向け急速充電器

電気自動車の、家庭外での高速充電を可能とするための充電設備です。

特定悪臭物質

不快なおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であって政令で指定するものです。（現在アンモニア、メチルメルカプタン等 22 物質が指定されています。）

市長が指定した規制地域では、事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体・水について、環境省令の定める範囲内で市長が定める規制基準により、規制が行われています。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的とした法律です。環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する仕組み等が導入されました。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者が

らの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律です。

特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準

騒音規制法、振動規制法の指定地域内において、政令で定める特定施設を設置し、又は設置しようとする工場、事業場において発生する騒音については、環境省が定めた基準の範囲内で、市が規制基準を定めています。なお、本市における騒音規制法、振動規制法の指定地域は、市内（旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域を除く。）の都市計画法の用途地域（工業専用地域を除く。）です。

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

騒音規制法、振動規制法の指定地域内において、政令で定める特定建設作業に伴って発生する騒音については、環境省が定めた基準の範囲内で、市が規制基準を定めています。なお、本市における騒音規制法、振動規制法の指定地域は、市内（旧玉湯町、旧宍道町及び旧東出雲町の区域を除く。）の都市計画法の用途地域（工業専用地域を除く。）です。

土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律です。

【な行】

75%値

年間 n 個の日間平均値を水質の良いものから並べた時、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値をいいます。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は、その数を超える最小の整数番目の数値。環境基準に適合しているか否かは、環境基準点における 75%値で判断します。

二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄は、腐乱した卵に似た刺激臭のある無色の気体で、硫黄分を含む石油や石炭の燃焼等により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

二酸化炭素排出量の“見える化”

地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出を削減することが地球温暖化防止につながりますが、二酸化炭素は目に見えるものではないため、増減が実感できるものではありません。そこで、省エネの取り組みによりどれだけ二酸化炭素排出量を削減できたかを目に見える形で示すことが“見える化”です。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物（NO_x）は空気中で物が燃えると必ず発生します。窒素（N₂）は空気中にも燃料にも含まれていますが、物が燃えるときには、これが酸素（O₂）と結合して、一酸化窒素（NO）という気体が発生します。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO₂）となります。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物（NO_x）と呼びます。窒素酸化物によって汚染された空気を長い間吸った場合は、せきやたんが出やすくなるなど呼吸器に影響を生じ高い濃度になると数時間のうちに鼻やのど更には胸が痛み、呼吸が困難になることもあります。このため、「環境基本法」に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、二酸化窒素に係る環境基準が定められ、大気汚染防止法等に基づき対策が進められています。

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもので、水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成し、酸素は大気中の酸素を用います。燃料電池を利用したものとしては、水素自動車やエネファームがあります。

農業集落排水施設

概ね千人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道施設のことです。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電やアルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

バイオマス資源賦存量

理論的に算出する潜在的なエネルギー資源の量を指します。エネルギーを利用するに当たっての地理的条件など制約要因は考慮に入りません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者を対象とした規制、廃棄物処理基準の策定等を内容としています。

廃棄物発電

ごみを焼却する際の「熱」で高温高压の蒸気を作り、その蒸気を利用して発電します。

排水規制

水質汚濁防止法の排水規制の対象は、政令で定める特定施設を設置する工場又は事業場から河川等の公共用水域に排出される水です。

排水規制には、全国一律に適用される「一律排水基準」と特定業種に対し、期限を限って適用される「暫定排水基準」があります。「一律排水基準」のうち「生活環境項目」については、1日当たりの平均的な排水の量が50 m³以上の特定事業場に適用されます。また、宍道湖・中海湖の関係地域については、湖沼水質保全特別措置法、島根県条例により、別に排水規制が定められています。

ハイブリッド車

ガソリン・ディーゼルエンジンなどの内燃機関と電気モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載するため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車などに比べて、二酸化炭素等の排出量が少ないことが特徴です。

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Topo の合成語で、動物や植物の生育環境のうち、湖沼、林野のように環境条件及び動物性の生体構成が比較的一様な地理的最小単位の空間のことです。

美化推進地域

「松江市きれいなまちづくり条例」に基づき、市内の公共の場所において、きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる地域を美化推進地域として指定しています。平成28年1月現在、JR 松江駅周辺、宍道湖公園線通り周辺、塩見縄手周辺、ヘルンの道周辺、けやき通り周辺、青石畳通り周辺、JR 宍道駅・八雲本陣周辺、JR 乃木駅周辺、八重垣神社周辺、佐太神社周辺、熊野大社周辺の11箇所を指定しています。

風力発電

自然のエネルギーである風力を風車で利用して回転エネルギーに変換し電力エネルギーを得る方法です。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品など食品ロスを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する「フードバンク」と呼ばれる団体・活動のことです。

富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移することをいいます。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となります。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10ミクロン以下のものをいいます。SPMは、微小のため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

ブルーツーリズム

島嶼部や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験（海辺の資源を活用したマリッジや漁業体験、トレッキングなど）を通し、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称です。

粉じん

物質の破砕、たい積等により飛散する物質を指します。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在、アスベストを特定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

ペレットストーブ

木質ペレットは、丸太、樹皮など木質バイオマスを原料に作られます。原料を細かい顆粒状まで碎き、それを圧縮して成形したものです。これを燃料とするストーブをペレットストーブと呼びます。

ホルムアルデヒド

刺激性のある気体で木質建材などに使われています。ホルムアルデヒドの37%水溶液（安定剤として5~13%のメタノールを含む）はホルマリンと呼ばれ、消毒剤、防腐剤、組織固定剤として使用されます。大気環境では、化石燃料や廃棄物の不完全燃焼によって生成するホルムアルデヒドが問題となり、生活環境では、ホルムアルデヒドとフェノール類、尿素またはメラミンを反応させる合成する樹脂（フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂など）の成形品、またはそれらの接着剤を使った合板、木質系ボードにおける未反応のホルムアルデヒドが空气中に拡散して室内空気の汚染を引き起こすほか、食器の場合には食品への溶出が問題となります。ホルムアルデヒドはシックハウス症候群を引き起こす原因物質の一つと言われ、1997年6月には厚生労働省の室内濃度の指針値として $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.08ppm）が設定されていて、2002年7月の建築基準法の改正によりホルムアルデヒドを発散する建材について技術基準が定められ、翌年7月から法規制が行われています。

【ま行】

まつえ環境市民会議

松江市環境基本計画の基本理念である「世界に誇る環境主都まつえ～リサイクル日本一～」の実現をめざし、自然環境の保全、ごみの減量、地球温暖化防止、環境教育の推進の4つのテ

一マを柱に、市民・事業者・行政が協力し、一人ひとりが身近な環境活動を実践するため、平成 19 年 2 月に設立された市民組織です。

松江市一斉ノーマイカーウィーク

慢性的な渋滞、二酸化炭素の排出、公共交通利用者の減少などの交通・環境問題に対応するため、松江市で行っている市民・事業者参加によるノーマイカー実施の取り組みです。

松江市きれいなまちづくり条例

市民や事業者、行政が協働でまちの美化を図り、国際文化観光都市にふさわしいきれいなまちづくりを推進するため、平成 18 年に施行しました。松江市全域において「空き缶たばこの吸い殻の投げ捨て、歩きたばこ、落書き、飼い犬のふんの放置」の 4 つの行為を禁止するとともに、美化推進地域・喫煙制限区域における命令違反者には 2 万円以下の過料（罰則）が科せられます。

松江市ごみ減量等優良事業所

「環境を創る企業の会」に所属し、ごみの減量・再利用などに積極的に取り組んでいる松江市内の事業所を認定するもので、その事業所の活動状況などについて松江市の広報誌などで紹介しています。

松江市生活環境保全功労者表彰

松江市内において、生活環境の保全に関し、特に貢献した個人・団体を表彰する制度。

松江市生活環境保全推進員

「松江市生活環境の保全に関する条例」に基づき、地域における生活環境の保全を推進するための人材として、松江市長より委嘱されています。

マニフェスト

産業廃棄物の排出者が処理を委託する際に処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者より管理票の写しの送付を受けることにより、排出者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのことをいいます。

緑の基本計画

市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。

【や行】

有害大気汚染物質

平成8年5月の改正大気汚染防止法に基づき低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質の対策について制度化されました。

環境基準が設定されている物質は、大気汚染防止法によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質です。

この他、塩化ビニルモノマー等8物質に指針値が設定され、アセトアルデヒド等9物質が優先取組物質とされています。

市内では、大気汚染防止法の有害大気汚染物質の全部又は一部の測定が、一般大気汚染汚染測定局、発生源周辺の工業団地内、自動車排出ガス測定局で行われています。

有機栽培

化学肥料を施肥する農法に対して、堆肥やコンポストなど有機肥料を施肥し、無農薬または低農薬で作物を作る農法のことをいいます。

遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。一般的には、耕作放棄地と同義語として扱われています。

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律です。

要請限度(騒音規制法、振動規制法)

指定地域内における自動車騒音又は道路交通振動の限度です。この限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるときは、都道府県公安委員会等に対し必要な措置を要請することとされています。

4R

「必要ないものは断る (Refuse)」、「ゴミそのものを減らす (Reduce)」、「繰り返し使う (Reuse)」、「再び資源として利用する (Recycle)」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のことを指し、それぞれの頭文字をとって「4R」と呼びます。

4R 運動

市民・事業者・行政が4Rを推進し環境負荷の低減を推進する取り組みのことです。

【ら行】

ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年（昭和46年）に採択、1975年（昭和50年）に発効し、日本は1980年（昭和55年）に加入しました。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

リサイクル(Recycle)

再び資源として利用すること。ごみを正しく分別して集積所、リサイクルステーションにだすなど、ごみをもう一度資源として活用する取り組みです。

リデュース(Reduce)

ごみそのものを減らすこと。詰め替え商品を購入する、必要な量だけ買う、食べ残しが出ないようにするなど、必要なものは必要なだけ購入・利用する取り組みです。

リフューズ(Refuse)

必要ないものは断ること。マイバッグを持参しレジ袋を断る、過剰包装を断るなど、必要ないものは買ったり、もらったりせず断る取り組みです。

リユース(Reuse)

繰り返し使うこと。マイ箸、マイカップ、イベントなどでのリユース食器の利用、フリーマーケットへの出品、ものを修理して大切に使うなど、そのままの用途で繰り返し使用する取り組みです。

リユース食器

繰り返し洗って再使用する食器を総称しているものであり、リユースの取り組みのひとつです。イベント会場などで使用される使い捨て食器から替えて使うことで、ごみを減らします。

レジ袋削減推進協議会

「環境を創る企業の会」の呼びかけにより、市内スーパーなど事業者と市民団体、松江市により設立されました。レジ袋削減の必要性から、レジ袋の有料化を決定し、現在取り組みを行っているところです。

レッドデータブック

野生生物種の絶滅を防ぐため、絶滅の恐れのある野生動植物をリストアップし、それぞれの種の危険度をランク分けした本のことです。

【B】

BOD(Biochemical Oxygen Demand)

生物化学的酸素要求量のことをいいます。水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量です。河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

【C】

COD(Chemical Oxygen Demand)

化学的酸素要求量のことをいいます。水中の有機物を酸化剤で酸化したとき際に消費される酸素の量です。湖沼、海域の有機汚濁指標を測る代表的な指標です。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

GOP(Conference of the Parties)

「気候変動に関する国際連合枠組条約」参照。

GOP/MOP(Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties)

「京都議定書締約国会合」参照。

【F】

Fun to Share

「Fun to Share」は、「最新の知恵をみんなで楽しくシェアしながら、低炭素社会をつくっていきましょう！」を合言葉に、豊かな低炭素社会実現につながる日本全国の知恵・技術・取組をみんなでシェアし、活用することを目的として環境省がスタートさせた気候変動キャンペーンです。

【I】

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定める、環境マネジメントシステムの国際規格です。環境マネジメントシステムとは組織が活動する際に、「環境になるべく負荷をかけないような活動」を行うとともに、その活動を継続的に改善していく仕組みのことです。

【L】

LNG(Liquefied Natural Gas)

メタンを主成分とする天然ガスを加圧し液化したものです。同じ熱量を出す石炭と比べ、二酸化炭素の排出量は約半分であるため、温暖化対策の一つとして液化天然ガスへの燃料転換が注目をあびています。

LED (Light Emitting Diode)

LEDとは発光ダイオードのことで、電気を流すと発光する半導体の一種です。白熱灯と比べ大幅な省エネが可能となるLED照明は、二酸化炭素排出量削減につながるとして注目されています。

【P】

PCB (Polychlorinated Biphenyl)

ポリ塩化ビフェニルのことをいいます。水に極めて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。また、分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、中でもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強く、ダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。一般的にPCBの中毒症状として目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PRTR 法 (Pollutant Release Transfer Register)

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的とした法律です。環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報(MSDS)を提供する仕組み等が導入されました。

PM2.5

大気中に浮遊する粒子径が $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル）以下の粒子状物質のことです。とても小さいため、胸の奥深くまで入りやすく、呼吸器系・循環器系などへの影響が懸念されています。特に冬から春にかけて濃度が高くなる傾向があります。

1日あたりの平均濃度が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予測された場合には、県から注意喚起が行われます。

松江市環境基本計画
平成 28 年(2016)年 3 月改訂

発行：松江市環境保全部環境保全課

〒690-0826

松江市学園南一丁目 20 番 43 号

電話 0852(55)5687 / FAX 0852(55)5497